

死亡のお届けをされた方に
謹んでお悔やみを申し上げます。

1. 霊柩車のご利用について	1
市内の方(※)は、霊柩車を無料でご利用いただけます。 ただし、 <u>1回・2時間以内・玉野市内の運行に限り</u> ます。 ご遺体の納棺及び積み込みは、ご遺族でお願いします。	
2. 祭壇のご利用について(仏式・神式)	2
市内の方(※)は、祭壇と付属品、お棺等を無料でご利用いただけます。 ただし、祭壇の利用は、 <u>1回・2日間以内・玉野市内に限り</u> ます。	
3. 斎場待合室のご利用について	3
通夜やお別れ式にもご利用いただけます。ただし、 <u>1日2組、30人程度までの小規模な通夜・お別れ式に限り</u> ます。 また、火葬終了をお待ちになる間、待合室をご利用いただけます。	
4. 火葬について	4
市内の方(※)は、斎場での火葬が無料です。 <u>埋火葬許可証は2枚複写</u> です。2枚とも斎場にお持ちください。	
5. その他の手続きについて	5
大切な方がお亡くなりになったとき、様々な手続きが発生します。 おくやみハンドブック又はおくやみ手続きナビをご活用ください。	

※「市内の方」とは、次に該当する場合に適用されます。

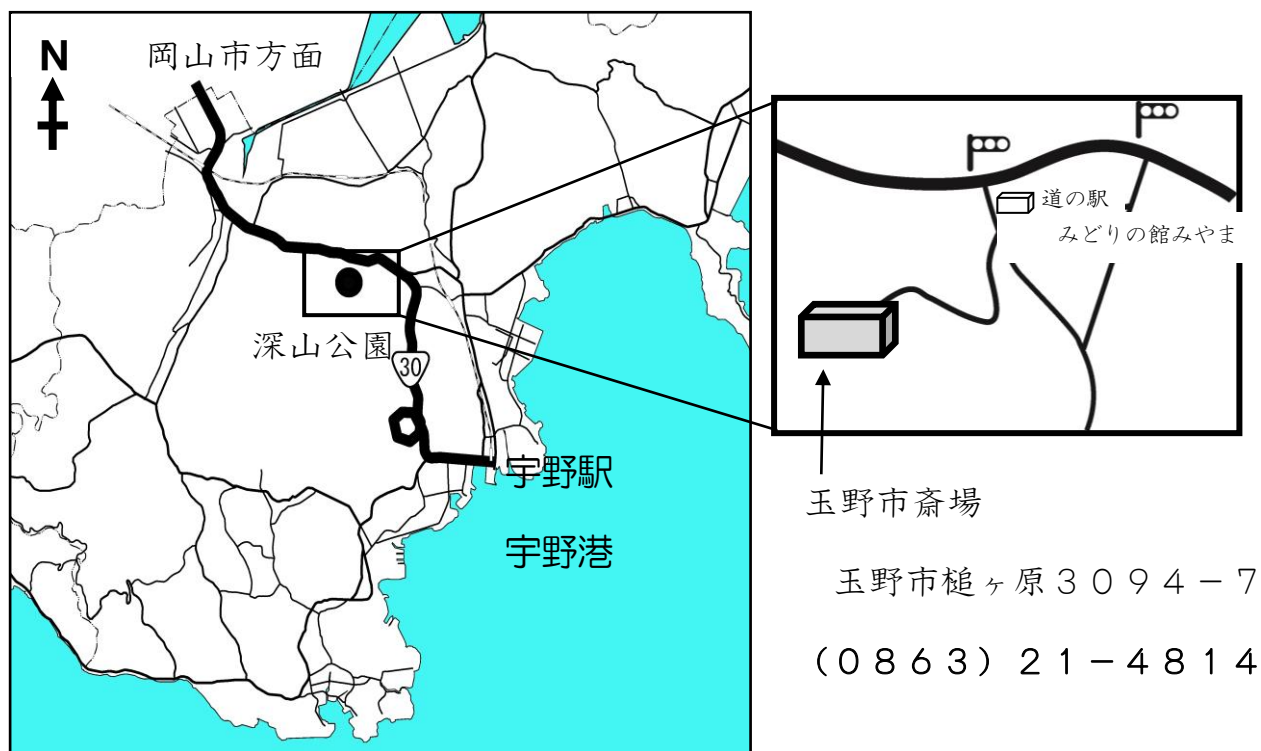
- ①死亡者(胎児については、その父又は母)が死亡時に玉野市に住民票がある場合
- ②手術肢体等については、その者が玉野市に住民票がある場合
- ③犬・猫等のペット火葬については、玉野市に住民票がある者が飼育していた場合

注) 社会福祉施設に入所又は病院に入院、療養のために一時的に転出した場合、及び就学、転勤等のため一時的に単身転出した場合は、「市内」扱いとなりますが、市が指定する書類等の提出が必要となります。

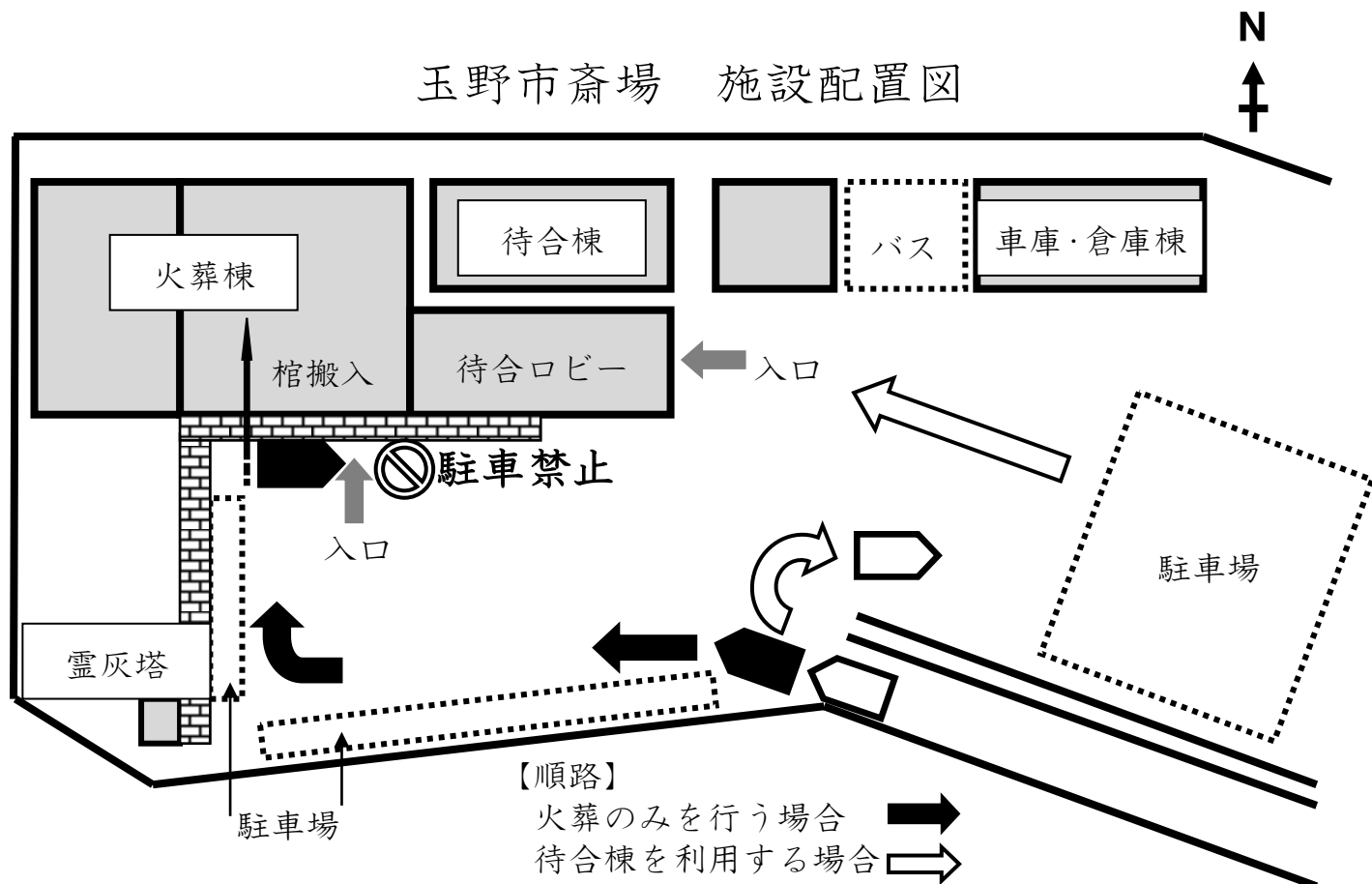
◆玉野市の葬祭業務は公務です。「お心付け」は一切お断りしています。

【お問い合わせ先】
開庁日(玉野市市民課): 0863-32-5521
夜間・休日窓口(宿直): 0863-32-5590

玉野市斎場 位置図



玉野市斎場 施設配置図



1. 霊柩車のご利用について

市内の方（※）は、玉野市の霊柩車を、無料でご利用いただくことができます。

ただし、ご遺体の状態などにより、使用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

ご利用に当たって

- ・ご利用いただける時間帯は、9時00分～18時00分です。
- ・病院に迎えに行く場合・斎場に移送する場合にもご利用いただけます。
ただし、ご遺体1体につき1回・2時間以内・玉野市内の運行に限ります。
- ・霊柩車のご利用は、納棺したご遺体に限ります。事前に納棺をお済ませください。なお、ご遺体の納棺及び積み込みは、ご遺族でお願いします。
- ・ご遺体の状態から、使用に際し厳重な条件を課したにも関わらず、条件を満たすために必要な注意を怠ったため、次の使用に支障があるほどのおおいが付着したと市が判断した場合には、直ちに対処していただきますので、予めご了承ください。



玉野市の霊柩自動車

仏式祭壇飾付例



無料でご利用いただける備品と付属品（仏式の場合）

（備品）			
<input type="checkbox"/> 祭壇	1式	<input type="checkbox"/> 葬儀用幕	3枚
<input type="checkbox"/> 放送設備	1組	<input type="checkbox"/> 灯明	1対
（付属品）			
<input type="checkbox"/> 内位牌	1柱	<input type="checkbox"/> 野位牌	1柱
<input type="checkbox"/> 四つ茶碗	1組	<input type="checkbox"/> 仏着	1着
<input type="checkbox"/> 告別式紙	1枚	<input type="checkbox"/> 受付紙	1枚
<input type="checkbox"/> 草履	1足	<input type="checkbox"/> 骨瓶	1個
<input type="checkbox"/> 湯茶茶碗	1個	<input type="checkbox"/> 紙花	1組
<input type="checkbox"/> 買物帳	1冊	<input type="checkbox"/> 香典帳	1冊
<input type="checkbox"/> 木棺	1基（棺布団はありません）		
<input type="checkbox"/> 白木膳	1膳	<input type="checkbox"/> 数珠	1本
<input type="checkbox"/> 忌中紙	1枚	<input type="checkbox"/> 骨袋	1枚
<input type="checkbox"/> 焼香炭	2個	<input type="checkbox"/> お香	1式

2. 祭壇のご利用について（仏式）

無料でご利用いただける備品と付属品

市内の方（※）は必要に応じて、左ページの備品を無料で貸し出します。（備品は、貸出し後、2日間以内にご返却いただきます。）

なお、ご利用いただける区域は、玉野市内に限ります。

また、左ページの付属品も、無料でご利用いただけます。（使用されなかった付属品については、返却してください。）

貸出・返却・消耗品引渡時間（場所）：13時00分～17時00分（玉野市斎場）

各自ご用意・ご手配いただくもの

線香

ろうそく

お供え物

季節のくだもの、野菜、生前のご本人様の好物など

[参考例] りんご（8個程度）、バナナ（8本程度）、みかん（8個程度）、
生菓子（10個程度）、煎餅（2袋程度）、生花（2束程度）、
櫛しきみ（2束程度）、半紙（14枚程度）

詳しくは、各寺等のご関係者やご親族とご相談ください。

写真

ドライアイス

棺布団又は代用品

守り刀などの魔除け

お寺との連絡

受付、立飯など（必要に応じて）

神式祭壇飾付例



無料でご利用いただける備品と付属品（神式の場合）

（備品）					
<input type="checkbox"/> 祭壇	1式	<input type="checkbox"/> 葬儀用幕	3枚	<input type="checkbox"/> 灯明	1対
<input type="checkbox"/> 放送設備	1組				
（付属品）					
<input type="checkbox"/> 御霊代	1柱	<input type="checkbox"/> 野辺用御霊代	1柱	<input type="checkbox"/> 数珠	1本
<input type="checkbox"/> 白装束	1着	<input type="checkbox"/> 骨瓶	1個	<input type="checkbox"/> 骨袋	1枚
<input type="checkbox"/> 告別式紙	1枚	<input type="checkbox"/> 受付紙	1枚	<input type="checkbox"/> 忌中紙	1枚
<input type="checkbox"/> 草履	1足	<input type="checkbox"/> 買物帳	1冊	<input type="checkbox"/> 香典帳	1冊
<input type="checkbox"/> 木棺	1基（棺布団はありません）				

2. 祭壇のご利用について（神式）

無料でご利用いただける祭壇と付属品

市内の方（※）は必要に応じて、左ページの備品を無料で貸し出します。（備品は、貸出し後、2日間以内にご返却いただきます。）

なお、ご利用いただける区域は、玉野市内に限ります。

また、左ページの付属品も、無料でご利用いただけます。（使用されなかった付属品については、返却してください。）

貸出・返却・消耗品引渡時間（場所）：13時00分～17時00分（玉野市斎場）

各自ご用意・ご手配いただくもの

- 線香
- ろうそく
- お供え物

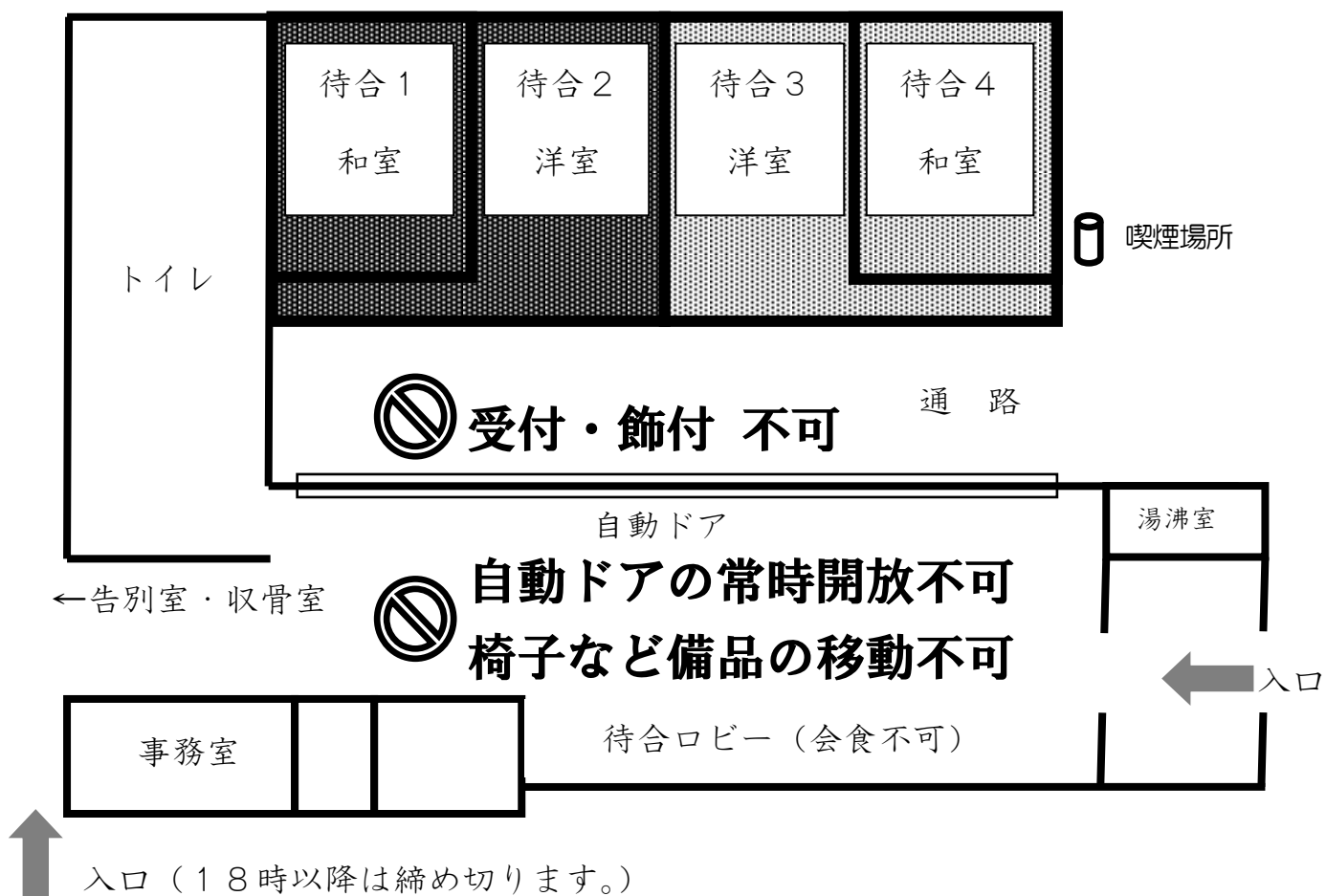
季節のくだもの、野菜、生前のご本人様の好物など

[参考例] お^{おみき}神酒（2合程度）、洗米（1～2合程度）、
塩（小皿に一盛程度）、^{さかき}榊

詳しくは、各教会等のご関係者やご親族とご相談ください。

- 写真
- ドライアイス
- 棺布団又は代用品
- 教会などとの連絡
- 受付、返礼品など（必要に応じて）

玉野市斎場 見取図



◆斎場職員の指示に、必ず従ってください。

従っていただけない場合、玉野市条例に基づき、使用許可を取り消す場合があります。

◆公共の施設です。ルールを守り大切にご利用ください。

◆所定の喫煙場所を除き、すべて禁煙です。



待合室（和室）

待合室（洋室）

3. 斎場待合室のご利用について

ご利用いただける時間帯

斎場の開場時間は、9時30分～18時30分です。

1日2組、30人程度の小規模な通夜やお別れ式を行うことを目的に、ご利用いただくことができます。(事前申請が必要です。)

また、火葬終了をお待ちになる間、空いている場合に限り利用できます。

待合室で通夜・お別れ式を行う場合は、17時00分～翌日16時00分の間で使用でき、お申込み順に次の①・②からそれぞれお選びいただけます。

通夜	① 当日 18時～ 18時50分	}	のいずれか
	② 当日 19時～ 19時50分		
お別れ式	① 翌日 9時30分～10時30分 (12時まで退室)	}	のいずれか
	② 翌日 10時30分～11時30分		
	翌日 11時30分～12時30分		
	翌日 12時30分～13時30分		
	翌日 13時30分～14時30分		

火葬炉の使用時間が重なる場合は、時間調整をお願いすることがあります。

玉野市がお貸しするもの

- 待合室 (洋室1部屋と和室1部屋の2部屋又は洋室1部屋)
◎使用料は、申込み時にお支払ください。
お支払いいただいた使用料は、返金できません。ご了承ください。
- 祭壇等の備品と付属品 (3ページ又は5ページをご覧ください)
- 座布団30枚程度、座卓、湯飲み、湯沸器具、受付用机
- 安置室 (事前に予約の上、24時間以内に限り、ご使用いただけます。)
◎ご遺体を搬入できる時間帯は、9時30分～18時30分の間に限ります。

各自ご用意・ご手配いただくもの

1. 線香、ろうそく、お供え物、写真、ドライアイス、棺布団又は代用品など（4ページ又は6ページをご覧ください。）
2. 待合室を使用なさる方のためのお茶、お食事、布団など
3. お寺や教会などとの連絡、必要に応じて、受付、立飯など
◎宗教・宗派、地域などにより異なりますので、ご親族とご相談ください。

ご注意いただくこと

1. 待合室は、火葬の待合、通夜とお別れ式以外のご利用はできません。（壇上げ・法要など）
2. 待合室を使用する場合、使用人数が待合室の収容可能人数（30人程度）を超えないようにしてください。超えた場合、他の使用者のご迷惑になるため、使用者から訪問者にお引取りをお願いしていただく場合があります。
3. 祭壇は、僧侶等に確認しながら、各々の宗教・宗派等に応じる形に設営してください。なお、玉野市の祭壇以外の祭壇（例えば、花祭壇等）を設置することはできません。
4. 民間事業者の高札、花輪、祭壇などの飾付の他、待合室以外での受付、飾付や自動ドアの常時開放や通路の占有は、固くお断りいたします。また、待合ロビーの椅子など備品の移動は、ご遠慮ください。
5. 納棺した後に、ご遺体を搬入してください。また、ご遺体を搬入してから出棺までの間に足りる量のドライアイスをご用意ください。
6. ご遺体の状態から、使用に際し厳重な条件を課したにも関わらず、条件を満たすために必要な注意を怠ったため、次の使用に支障があるほどのにおいが付着したと市が判断した場合は、直ちに対処していただきますので、予めご了承ください。
7. ペットの同伴は、ご遠慮ください。
8. お食事は、待合室内のみ可能です。（待合ロビーでの食事は不可）
9. 斎場内での飲酒はできません。（故人に手向けるなど、宗教的儀礼に限ります。）
10. 防災のため、就寝時や外出時等は、ろうそくの火を消してください。
11. 貴重品は、各自で管理をお願いします。
12. 退室前に、室内の清掃、片付けを行い、斎場職員の確認を受けてください。
13. ごみ箱はありません。各自でお持ち帰りください。
14. 斎場施設をご利用中に、建物や設備、備品などを毀損したときは、原状回復又は損害賠償をしていただきます。
15. ご遺体の状態などにより、使用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

4. 火葬について

市内の方（※）に限り、**火葬炉使用料（火葬料）は、無料**です。

死亡届の提出前に、火葬の空き状況を電話で確認できます。

1月1日と1月2日及び毎月第2・第4友引日は休場日のため、火葬は行っていません。

棺の中に入れる副葬品など

1. 棺布団又は代用品は、各自ご用意ください。
2. 出棺のときには、ドライアイスを必ず取り出してください。
3. 次に掲げるものは、火葬に支障が生じるおそれがあるため、棺内に収納しないでください。
 - ・ライター、スプレー、缶詰、乾電池等、破裂するおそれがあるもの
 - ・ガラス製品、プラスチック製品等、溶解するおそれがあるもの
 - ・陶磁器、金物等、燃えないもの
 - ・その他、斎場職員が指示するもの（例：眼鏡、指輪、入れ歯、時計、書籍、アルバム、金や銀の入った着物帯、ゴム製品、火葬専用以外の布団など）
4. 花の茎は、入れないでください。
5. 竹の杖は、節を抜いてください。



棺の中はドライアイスにより二酸化炭素が充満しております。換気等にお気をつけください。

ご遺体を安置する環境においては、以下の点に注意しましょう。

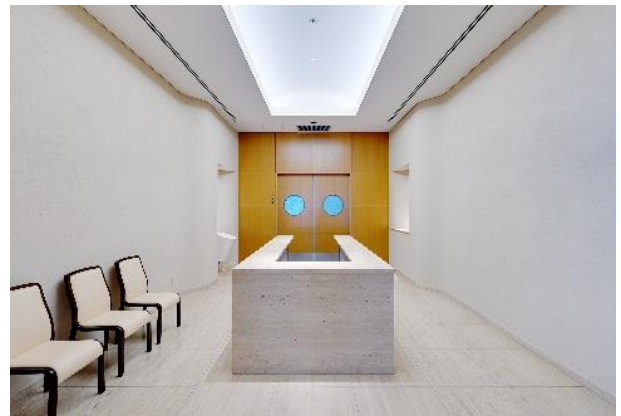
- ・棺の中に顔を入れないこと
- ・室内の換気を十分に行うこと
- ・線香番などで一人にならないこと
- ・気分が悪くなったらすぐに棺から離れ、異常があれば直ちに119番通報を
- ・不明なことがあれば葬儀業者に確認を

火葬の流れ

1. 玉野市斎場に到着後、すぐに斎場職員に埋火葬許可証（2枚複写）をご提出ください。
2. ご遺体を霊柩車から告別室に移動し、最後のお別れをします。
僧侶等の手配は、ご遺族の方で行ってください。
3. 火葬炉に棺を移動します。
点火は、ご遺族の代表者に行っていただきます。
点火から約90分後が収骨の予定です。
ご遺体の体格などの諸条件により、前後する場合があります。
4. 収骨が終わりましたら、ご遺骨と埋火葬許可証（1枚）をお渡しします。
埋火葬許可証は、納骨のときに必要な場合がありますので、大切に保管してください。



炉前ホール



収骨室

その他

以下の場合は、事前にお知らせください。

- ・ペースメーカーを病院で取り外せなかったとき
- ・お骨の全部を収骨したいとき
- ・分骨をしたいとき
- ・骨瓶にお骨と一緒に納めたいものがあるとき

5. その他の手続きについて

玉野市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでも分かりやすく進めていただけるよう、ハンドブックを作成しています。

チェックリストで必要な手続きをご確認の上、市役所までお越しください。



【おくやみ手続きナビ利用案内】
ウェブサイトで、簡単に無料で必要な手続きの案内が得られる「おくやみ手続きナビ」もご活用ください。
<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/33204>

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、臨んでお悔い申し上げます。
玉野市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすくまとめられるようハンドブックにまとめております。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にとって少しでも役に立てば幸いです。

事前準備について

玉野市で各種手続きをする今後の流れになります。
以下をご確認いただき、実行される前に準備事項をしてください。

STEP 1 各種手続きチェックリスト
該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 2 持ち物の確認
各種手続きページの「実行時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 3 ご実行ください
必要なものをご持参の上、玉野市役所へお越しください。

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
パスポート、住所が記載されているものに限る。
マイナンバーカード、住民カード、特別住民登録簿 など
- 2点で本人確認できる書類
健康保険の保険証・資格証明書、介護保険の被保険者証
医療保険証、各種年金手帳、字証 など
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

届出・手続	税金
<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○埋葬届・埋葬主変更 ○葬会場の予約 ○公葬料金などの手続き（20ページ参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税申告（43ページ参照）
<ul style="list-style-type: none"> ○遺産調査・遺産分割協議 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
<ul style="list-style-type: none"> ○届出分室調査（43ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など ○遺言執行委員調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告（44ページ参照） ○相続税の延滞・滞納の申請

玉野市での必要な手続きは、窓口・問い合わせ先と併せてページから掲載していますので、そちらもご確認ください。

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」も、ご活用ください。

亡くなった方についての簡単な質問にお答えいただくことで、手続きの場所や必要な持ち物などを確認することができます。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/33204>

